

会 議 録

会 議 名	豊田市農業振興地域保全対策協議会 代表者会議
日 時	令和6年8月6日（火） 午前10時00分～11時00分
会 場	東庁舎7階大会議室2
出席委員	豊田市産業部農林振興室 室長 寺田 剛 愛知県豊田加茂農林水産事務所農政課 主幹 菱田 康一 みよし土地改良区 事務局長 黒川 実 明治用水土地改良区 財務課長 植村 友裕 金山揚水土地改良区 理事長 清水 誠二 愛知用水土地改良区 三好事務所 所長 福田 光太郎 藤岡土地改良区 事務局長 永井 久司 下山土地改良区 事務局長 酒井 正樹 旭土地改良区 事務局長 松井 範一 あいち豊田農業協同組合営農企画課 課長 大津 好史 農業生産法人 株式会社 中甲 取締役常務 合濱 裕一（代理出席） 農事組合法人 若竹 代表理事 牧 和範 農事組合法人 桝塚会 代表理事 有我 保 農事組合法人 逢妻 代表理事 菅沼 浩 豊田市農業委員会事務局 局長 小木曾 哲也 豊田市産業部農林振興室農地整備課 課長 成瀬 賢治 豊田市産業部農林振興室農業振興課 課長 鶴田 真太郎 豊田市産業部農林振興室農政企画課 課長 疋田 一男 愛知県 豊田警察署 生活安全課 課長代理 加藤 太郎（オブザーバー） 愛知県 足助警察署 生活安全課 係長 久嶋 康弘（オブザーバー）
欠席委員	豊田土地改良区 事務局長 佐藤 邦彦 有限会社 はっぴー農産 代表取締役 黒野 貴義
事務局	農政企画課 副課長 兵藤 隆裕 担当長 加藤 和紘 主 査 太田 美紗子 主 査 田淵 友規
傍聴人	なし

1 あいさつ

(寺田会長)

- ・日頃は豊田市市政全般、とりわけ農業施策に関しましては深いご理解とご協力を賜りありがとうございます。本日お集まりいただいている団体のみなさまには、ご出席いただいている代表者の皆様のみならず団体としてお世話になっております。改めてお礼申し上げます。
- ・本協議会は、設置要綱にもあるとおり、関係機関が連携して農業振興地域内にある農用地等の適正な保全を図るために設置されております。この代表者会議は、毎年関係機関の代表者の方にお集まりいただき、農振制度の概要・協議会の目的や進め方といった部分の理解を進めていただくための場となります。
- ・農振除外の個別案件については、実務者会議を随時開催し、情報共有や意見交換を行っております。
- ・今後とも、農振農用地の適正な保全につきまして、関係機関のみなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

(事務局)

- ・令和6年度から人事異動で新たに委員等になられた方を紹介
- ・議事に入る。議事進行は寺田会長

2 豊田市農業振興地域保全対策協議会の概要

(事務局) 太田主査説明

(1) 農振法の概要

- ・農用地区域とは、農業振興地域整備計画で農業上の利用を確保すべき土地として市が指定した区域で農地の中でも特に守るべき優良農地のこと。
- ・農地で住宅・工場・物流施設等を建設する場合は農振除外や農地転用の手続きが必要となる。
- ・農用地区域は原則開発行為が禁止されており、農用地区域から除外するためには農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の1号から6号までの6項目全てを満たさなければならない。いわゆる農振除外の6要件である。

(2) 協議会の目的・体制

- ・農業振興地域保全対策協議会は市、県、JA、土地改良区、農事組合法人が参加している会議体で、計21機関に参画いただいている。
- ・協議会の目的は、関係機関の連携を確保し、農用地区域における開発等に関する情報や考え方を共有することで、農用地の適正な保全を図ることである。
- ・協議会設置以前は、関係機関との協議・情報共有の場の不足や、担当者が持つ人脈に頼った調整といった問題点があった。これを受け、情報共有の場を創出し、担当が変わってもつながりが継続できるよう組織単位でのつながりを仕組み化することが設置の背景となっている。
- ・協議会設置のメリットは、以下の3点である。
 - ① 関係機関が農振除外の考え方を共有できていること。
 - ② 農振除外の情報を事業が確定する前の事前相談段階で共有できていること。
 - ③ 農振除外の審査を関係機関から収集した情報に基づいた審査が可能となったこと。

(3) 協議会の進め方

- ・協議会は代表者会議と実務者会議の二層構造になっている。
 - ・代表者会議は、各機関の代表者が参加し、参画機関の連携合意や農振除外方針の共有を図るため、年1回公開にて開催される。
 - ・実務者会議は、必要に応じてその都度各機関の実務担当者で集まり、個別案件の情報共有や意見聴取を行うものである。
 - ・市農政企画課の窓口で除外相談があった案件について、実務者会議にて情報共有、意見聴取を行い、最終的に市農政企画課が除外の可否を判断するという流れになる。
 - ・実務者会議で関係機関のみなさんと相談段階で「情報共有」と「方針確認」を行うことで、事業者の開発計画に適切な指導を行うことができると考えている。今後も関係機関の連携強化により農用地区域の適正な保全を目指していきたい。引き続きご理解・ご協力を宜しく願います。
 - ・近年の農振除外等の傾向について、令和3年度から5年度の3年間で農振除外の相談を受けた合計は637件812haで、優良農地の集まる高岡地区及び上郷地区に集中していた。実際に農振除外を行った件数及び面積は64件43.6haで、こちらも高岡地区及び上郷地区が9割近くの面積を占めていた。
- また、令和3年度から5年度の3年間で度農振除外を求める相談があっても認めなかった農用地区域の延べ面積は、合計637件812haで、やむを得ず農振除外を認めた面積は合計64件43.6haであった。

【質疑等】

- ・豊田土地改良区の管内において、農道へ大型ダンプで乗り入れ、法面や舗装を壊すという事例があると地元農水環会議で話があった。農道規制を行うことはなかなか難しく、看板設置や直接意見を言うというのも、トラブルを招きかねない。警察も規制を行うことは難しいようで、策がなく困っている。大型車の通行に関しては何かしらの配慮が必要だと感じている。
- ⇒農政企画課として、事業者には指導を行うことができるが、通行される方までの指導は現実的には難しい。今後も様々な内容の共有を図っていきたい。

3 報告事項

(1) 豊田市農業振興地域整備計画の見直しについて

(事務局) 太田主査説明

- ・令和7年度に豊田市農業振興地域整備計画の見直しを予定している。
- ・全体見直しの主な内容は、計画見直しによる除外、特定保全農用地区域の設定、4ha超の開発案件の記載を行う予定である。

【質疑等】

- ・事業主体が民間事業者である場合、農業振興地域整備計画への位置づけはしていないと説明があったが、別の市からは民間事業者で6haの案件の相談もあった。民間事業者への取り扱いは愛知県内統一ではないのか。
- 4ha超の開発案件を行う場合に、農業振興地域整備計画への位置づけが必要なのは愛知県内統一である。位置付けを行うか否の判断は市町村により分かれる。

(2) 食料・農業・農村基本法改正法及び農振法改正について

(事務局) 田淵主査説明

- ・食料安全保障強化に向けた農地制度見直しについて説明する。
- ・具体的な変更点としては、農地総量確保のための措置の強化、農地転用に係る手続きの厳格化、適正利用のための措置として農地の権利取得の厳格化等が挙げられる。
- ・農振法上における農地の総量確保のための措置の強化については、国及び県の農振除外に係る同意要件が厳しくなる。
- ・改正法は令和 6 年 6 月に公布済みであり、令和 7 年に施行予定。引き続き、法に基づき適正に事務を遂行していく。

4 その他 畦畔除去補助金について

(事務局) 田淵主査説明

- ・令和 5 年 4 月から農地集積支援事業（畦畔除去補助金）を開始している。補助対象は、複数の農地間を区切る畦畔を除去した場合に、畦畔 1 本につきその畦畔に接する農地の土地所有者 1 名あたりに 3 万円補助する制度である。

【質疑等】

- ・畦畔除去支援については大変ありがたいが、実施にあたり両地主立ち合いのもと追加で書類を作成しており、手間がかかる。
- ・畦畔を除去することについての同意書のひな型を作成してもらいたい。土地の境界を除去する話であるため、将来的に問題が起こらないように可能ならば市など第 3 者も入った形での同意書を残しておきたい。

⇒同意書については、市へ提出が必要な必須書類ではないが、一度検討させていただく。

(寺田会長)

- ・その他連絡事項なし
- ・以上で議題を終了する。

(事務局)

- ・終了のあいさつ